

セーフティネット保証 4号の規定による認定申請について

＝手続きについて＝

- ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請は、下記の書類を添えて、市役所産業振興課へ申請してください。
- ②法人の認定申請は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地が白井市内にあることが条件となります。登記上の住所地に事業実態がない場合、事業実態のある事業所の所在地を管轄する他市区町村へ申請ください。
- ③個人の認定申請は、主たる事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ④金融機関の融資申込みから審査までに時間を要する恐れがあります。

認定の日から30日が認定書による保証申込みの有効期限となりますので、ご注意ください。

＝認定要件＝

- ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

《提出書類》

提出書類		備考・注意事項
【法人・個人共通】	①申請書	
	②添付書類	
	③申請書及び添付書類に記載した金額の根拠資料	試算表、法人事業概況説明書、売上台帳の写しなど月別の売上がわかるもの。
	④許認可証の写し	許認可業種の場合は添付すること。
	⑤委任状	金融機関を代理人とする場合は添付。
【法人】	①履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	（発行から3ヶ月以内）コピー可 ネット登記でも可
【個人】	①確定申告書（前年度分）の写し	税務署の受付印あるもの。 （当該3か月が期をまたぐ場合は、ひとつ前の期も必要です。） 許認可証の提出があれば不要

※必要に応じて、追加で資料の提出を求める場合がございます。